利用者情報に関するワーキンググループ（第23回）

令和７年４月24日

【小玉利用環境課課長補佐】　それでは、始めさせていただきます。定刻となりましたので、ただいまから利用者情報に関するワーキンググループ第23回会合を開始いたします。

事務局を務めます総務省利用環境課の小玉です。お忙しい中、本日もお集まりいただきありがとうございます。

本日も前回に引き続き、SPSIの見直しに関する議題を取り扱います。個人情報保護委員会に加え、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会（JIAA）様にもオブザーバーとして御参加をいただいています。

資料につきまして、事務局資料として資料23－１、23－２、23－３として準備しております。資料23－３につきましては、構成員、オブザーバー限りで公表版よりもやや詳細な資料を手持ちとして御用意しております。本日の会議の後半部分では、手持ち資料を基に議論されることもあると思いますけれども、傍聴の方々におかれましては資料23－３を御参照いただいて議論にフォローいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行は山本主査にお願いしたいと存じます。山本主査、どうぞよろしくお願いいたします。

【山本主査】　承知いたしました。よろしくお願いいたします。

本日も前回に引き続き、SPSIの見直しにつきまして御議論いただきます。まず、資料23－１、青少年保護につきまして事務局から御説明をいただいて、一度意見交換の時間を設けたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

【吉田情報流通振興課企画官】　青少年保護規定について、資料23－１に基づき御説明をいたします。

１ページ目でございます。これは前回、前々回と同じく、利用をめぐる背景を記載してございます。以前と同じなので、御説明等は割愛いたします。

次のページ以降で、前回のワーキンググループ等で出た御意見を踏まえた修正、変更を行っております。修正、変更点に関しましては赤字で記載しておりますので、そちらを中心に御説明申し上げます。

２ページ目の目的・検討の経緯でございますが、最後に１つ文章を追加してございます。前回のワーキンググループの議論におきまして、OECDのリスク分類アプローチについて、包括的に様々な課題を把握するものとして有用なのではないかという御発言等がありましたので、記載するとともに、議論の中でもこの点を踏まえ、SPSIにおける現在の検討範囲は利用者情報やプライバシー保護に関する機能や仕組みに限定されるのではないかという話がございますので、こちらを記載しているというものでございます。この点が目的・検討の経緯の変更点です。

次のページをお願いいたします。アプリケーション提供者に関する修正点でございます。赤字が２点ございます。１つ目の黒いポツの２行目の青少年のところで下に注を書いてございます。青少年という記載がSPSIで初めて出るところですのでここに注をつけておりますが、青少年は18歳未満とされているが、利用者情報の取扱いに当たっては発達段階に対応した配慮を行うことが望ましいと記載してございます。これは、前回の会議において、青少年は18歳未満ではあるけれども、年齢や発達段階において対応が異なる可能性もあるので、そこに関しては柔軟に対応することについて何か言及があるべきではないか、きめ細かい対応等の検討が必要ではないかという御意見が太田構成員はじめございましたので、それをここに記載しているところでございます。

４ページでございますが、１ポツの（※）の３つ目で赤字部分を追加してございます。これに関しましては、年齢確認に関して利用者の情報を収集した場合に目的外では使用しないということをここにしっかり書いておくべきではないかという太田構成員からの指摘を踏まえて記載しております。留意が必要という書き方はほかのSPSIの記載等に書いてあるものを使っているところでございまして、年齢等の発達段階、年齢確認等のために収集した情報はほかの目的に利用しないということについて、ここで記載したものでございます。

そして、ここには記載はしていませんけれども、前回の議論の中では、例えばターゲティング広告等についても少し言及があったところですが、既に子供の利用者情報のプロファイリング等について現行のSPSI等に記載をしているということで、今回こちらにはその点について記載しておりませんけれども、前回そういった議論があったもの等を踏まえているところでございます。

最後に、脚注についてです。参考資料の最後で、Googleのレーティングの基準について北米基準が適用されているという指摘があった点を、ファクトベースですが修正してございます。

修正点等は以上ではございますが、アプリケーション提供者、アプリストア提供事業者、OS事業者等に関しましては、審査・レーティング等について、今後、関係事業者の意見も踏まえつつ、文面等も調整してまいりたいと考えているところでございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

【山本主査】　御説明、ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして、構成員の皆様から御意見、御質問がありましたら御発言いただければと思います。チャット欄に御発言されたい旨を書き込んでいただければいつものとおりですが、指名をさせていただきます。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。前回の御意見を一応反映していただいたというところですけれども。

太田さん、よろしくお願いいたします。

【太田構成員】　太田です。御説明、ありがとうございます。

発達段階に対応した配慮を行うことが望ましいという部分と、発達段階の把握の目的のために収集した情報は他の目的に使用しないことに留意が必要であるという部分について追記いただけたということで、ありがとうございます。

１点、このままでよいとは思いますが他の目的に使用しないことに留意が必要であるという記載は、アプリストア運営事業者向けのパートに書かれていまして、僕の趣旨としてはアプリストアのみならずアプリ提供者もそのアプリを提供するときに、例えば年齢確認などを行った場合にはその年齢確認で取得した情報が別の目的で使われないということも含まれておりました。そのため、この文章の中で「関係事業者」にアプリストアだけではなくアプリ提供者も含まれていると読めるように思いますが、一旦意見としては、アプリストア提供者のところも今後どういうふうに年齢確認をするかみたいなところが市場の状況等を踏まえて何となく見えてきたときには、アプリ事業者を含めてほかの目的に使用しないということはしっかりと書いていくようにした方がよいと思います。

【吉田情報流通振興課企画官】　ありがとうございます。

太田構成員からもあったところですが、この脚注で関係事業者等により年齢等の発達段階が適切に把握されることが重要と書いた後に、なお書きで書いてございますので、なお書き以下の主語は、関係事業者等が年齢等の発達段階の把握のために情報を収集するというものでございます。

関係事業者等に関しましては、SPSIの定義のところで記載されておりますが、アプリ提供事

業者、アプリストア運営事業者、OS事業者、電気通信事業者等、関係する全ての者が含まれてございますので、この観点では太田構成員からも初めに御指摘があった関係事業者が読めているのかというところですが、これは読めていると。むしろ、このアプリストアといった記載を個別に書くよりは、SPSIの中で一番幅広い事業者の定義を使うことによって、ある意味幅広く対象となっているという書き方にしてございます。

以上でございます。

【山本主査】　今の御趣旨のようですが、太田さん、いかがでしょうか。

【太田構成員】　大丈夫です。ありがとうございます。

【山本主査】　ありがとうございます。

それでは、寺田さん、お願いいたします。

【寺田構成員】　本日の趣旨に関して、望ましい事項や基本的事項のどっちに入れるべきといった議論は、本日ではなく次回ということでしょうか。その議論も本日行うのでしょうか。

【小玉利用環境課課長補佐】　アジェンダアイテムは２つございまして、今は青少年の部分でございますけれども、この後一度青少年が終わりましたら望ましい事項の再整理の話についてもちろん議論のほうをしていただく予定でございます。

【寺田構成員】　そこの中に、このこどもの部分に青少年のことに関してはまだ入っていないですよね。

【小玉利用環境課課長補佐】　まず、青少年については中身を固めていきたいと考えており、分類は固まった後にさせていただくイメージになります。

【寺田構成員】　分かりました。

【山本主査】　ありがとうございます。

それでは、江藤さん、お願いいたします。

【江藤構成員】　どうもありがとうございます。ちょっと外出先ですので、カメラはオフでよろしくお願いいたします。

細かいところですが、前回欠席した関係で把握し切れていないのですが、３ページでは先ほど追加された脚注において「発達段階」という言葉があり、４ページではアスタリスクの３つ目で「年齢等の発達段階」という記述になっており、年齢等とすると、何か年齢以外の指標でも発達段階を測っているようにも聞こえますので、少し表現の仕方に工夫があってもよいのではないかと思いました。

あわせまして、発達段階という言葉の使い方について、各種法令などでどう表記されているか分かりませんが、発達というふうに言うと発達の度合いというのは個々人においてそれぞれなので、カテゴリー的に表現するなら成長段階という言葉もあり得るのではないかと考えておりました。

細かいところですけれども、御検討をよろしくお願いいたします。

【山本主査】　ありがとうございます。私も気づかずに、申し訳ありませんでした。

事務局のほう、この点についてはいかがでしょうか。

【吉田情報流通振興課企画官】　ありがとうございます。

１点目の年齢等という書き方ですけれども、こちらに関してはレーティングや年齢の確認のときに何歳から何歳という幅もあるため、それを踏まえて等という記載をしているものでございまして、年齢ではないそれ以外の何かほかの指標を含んだ等というのではなく、年齢の幅、何歳から何歳というものを想定した記載でございます。

成長段階、発達段階の記載に関しましては、少しSPSIのほかの記載等も見ながら、どの記載が適当かどうかは事務局において検討したいと思います。

以上でございます。

【山本主査】　御調整いただけるということかと思います。ありがとうございました。

江藤さん、よろしいでしょうか。

【江藤構成員】　大丈夫です。よろしくお願いいたします。

【山本主査】　それでは、上沼さん、お願いいたします。

【上沼構成員】　御修正いただいて、ありがとうございました。

太田構成員の御意見を聞いていて思ったのですが、４ページにおいて、年齢が適切に把握されることが重要であるという記載が「関係事業者等により」となっています。ここは必ずしもアプリストア運営事業者に限らなくて、アプリ提供者なのかOS事業者なのか分かりませんけれども、どこかが適切に把握してもらえばよいのではないかと思います。書く場所の問題もあるのかと思いますが、「関係事業者等により」ということなので、アプリストア運営事業者だけではない、ということが明確になるような形で書かれているといいのではにかと思いました。

【吉田情報流通振興課企画官】　ありがとうございます。

どこに書くかは悩ましい問題で、先ほど上沼構成員から御指摘がありましたとおり、関係事業者等の中で年齢確認を行う人は、関係事業者の定義に含まれるため、アプリケーション

提供者、アプリストア運営事業者、OS提供事業者、移動体通信事業者等が全部入ってしまうことになり、どこに書くかというのは悩ましいところですが、現時点ではアプリストア運営事業者の望ましい事項に「年齢制限設定」という記載があるため、こちらに書いているというものでございます。現時点の記載では、事業者ごとに何をするかを書いており、総則的な記載は想定していないところですが、総則的な項目をもし作ることになれば、そちらに移すこともあり得ると考えています。現時点では、年齢制限設定に関する基準に関係するものとしてこちらに書いているものでございます。

【上沼構成員】　最終的に関係事業者が全て入るということが分かる形になっていればいいので、それだけテークノートしおいていただければ十分です。

【山本主査】　それでは、この点は事務局におかれましてはメモを取っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、木村さん、お願いいたします。

【木村構成員】　修正ありがとうございます。私は、３ページ目の２ポツ目について、重要な判断が必要となる場合に保護者の関与に関する仕組みを機能させることが望ましいというところの前に、分かりやすい表現、青少年が判断できるような表現などがあって、なおかつ保護者の判断が必要だとするのがよいのではないかと思います。どうしてこれが保護者の判断が必要なのかなどについて、おそらく青少年からすごく反感があるのではないかと思います。やはり、重要な判断が必要となる場合に分かりやすく説明し、といった文言が入るとよいのではないかと読んでいて思いました。

【吉田情報流通振興課企画官】　こちらは、２ポツ目の保護者の関与に関する仕組みや機能を指すものがこちらの説明不足だったかもしれませんが、アプリの中に利用者情報の提供や課金の実施などをする場合、例えば課金する場合に大きな金額だったら親の承認を要するペアレンタルコントロールとかがあると思うんですけれども、そういうものをちゃんと備えることが望ましいという意味で、保護者の関与に関する仕組みや機能という記載をしているものでございます。利用者情報の提供や課金というのは、当然経済的な影響や利用者情報の観点から保護が必要なものなので、保護者がきちんと関与して子供が守れるように、アプリケーション提供者は自らのアプリの中にそういう仕組みや機能をきちんと備えてくださいということをアプリケーション提供事業者を名宛て人に記載しているものでございます。そのため、この記載によって青少年の保護がアプリの中の機能としても守られるように追記したという趣旨でございます。

このような趣旨でございますが、いかがでしょうか。

【木村構成員】　確かにそうですけれども、少し唐突だと思ったのですが、これはこのままで分かりました。

【山本主査】　ありがとうございます。もう少し分かりやすいような書き方ができるかどうか、多少御検討を事務局のほうでお願いできればと思います。

【吉田情報流通振興課企画官】　承知いたしました。

【山本主査】　特に今は御意見、御発言がないようですので、次の議題に移りたいと思います。また何かありましたら、時間が少し余る可能性もありますので、後ほど御発言いただければと思います。

それでは、続きまして、資料23－２、23－３につきまして、望ましい事項の再整理です。事務局から御説明いただいて、意見交換の時間を設けたいと思います。

それでは、お願いいたします。

【小玉利用環境課課長補佐】　事務局でございます。

SPSIにおける望ましい事項の再整理ということで、資料23－２をお手元にいただければと思います。前回も同じような図を示させていただいていて、前回はセキュリティを中心に議論させていただいておりましたが、今回はプライバシーとセキュリティで同じように分類を考えていくことを前提にしつつ、レベル感が違うというような御指摘や、レベル感を合わせていく必要があるというような御指摘もいただいていましたので、今回一つにまとめてみました。プライバシーとセキュリティをまとめたピラミッドが資料23－２の１ページ目でございます。４つの分類自体は変えておりません。

一番底の法令事項について、今回新しくしているわけではなく、前回セキュリティについては法令事項がないという御説明も差し上げたところ、先生方から御指摘で個人データの安全管理措置、個情法23条、あるいは電気通信事業者の場合は一定の電気通信事業者には特定利用者情報規律がかかり安全管理措置が求められてくるということで、セキュリティに関しても多少は含まれてくるといただいておりましたので、（※）を打っておりますけれども、（※）についてはプライバシーのみならずセキュリティにも関係する旨、法令事項において書かせていただいております。

黄色の基本的事項でございますけれども、こちらも基本的なコンセプトは変わっておりません。国内法令に準じた形で取扱いが求められる基本的な事項というところでございます。ここは、基本的には個情法、あるいは電気通信事業法をはじめ、バックグラウンドとし

て法律があり、個人情報保護法であれば個人情報、個人データを規律するものですけれども、利用者情報としてそれよりも幅広く捉えているところについては基本的事項として、法令に準じた扱いが求められるものというふうに整理してございます。プライバシーの例が非常に多いですけれども、利用者情報の利用目的の特定や安全管理措置、あるいはダークパターン、個情法20条で不適正な個人情報の取得を禁止しておりますが、そういったところを参考に整理をさせていただきます。

その上のグレーの望ましい事項でございますが、こちらは国内法令上の義務は必ずしもございません。プライバシーやセキュリティ確保のために取り組むことが望ましいというものでございます。前回のピラミッドでは、利用者行動のトラッキングというところをベンチマーク事項、一番トップラインに掲載させていただきましたけれども、森先生や太田先生から御意見いただき、Appleや民間事業者が取り組んでいるデファクトスタンダード的な取組であるということを踏まえて、望ましい事項に整理を移しております。

それと、こどもの利用者情報については御意見があるかもしれませんが、ひとまず前回までのピラミッドでは基本的事項に入れていたのですが、こちらもバックグラウンドとなる法律、規律が見当たらないというところで、ひとまずはこどもの利用者情報を望ましい事項に整理変えさせていただいております。また御議論をいただければと思っております。

あとは、セキュリティについてもここで定めてございます。セキュリティ・バイ・デザインはじめ、そういったところもここで記載をさせていただいております。

そして、一番最後のトップラインがベンチマーク事項でございますが、プライバシー、セキュリティ確保のための民間事業者の先導的取組ということで、データポータビリティやセキュリティの例で言うとアプリストアの運営事業者によるアプリ審査等を書かせていただいております。

一番下のほうに注を２つ記載させていただいていますけれども、特に注１に関しましては望ましい事項とされているときに、関係事業者の方がSPSIをどう読まれるかということは常に意識しなければならないと考えておりますが、望ましい事項と整理されてしまうと事業者の方がやらなくてもよいというようなメッセージを発してしまうのではないかという御指摘もありましたが、我々としてもそういうようなメッセージではないようにしたいと思っております。そういった意味で、ここでは事業者の取組が当然期待されている事項であるということに留意が必要であるということを書かせていただいております。

注２は、前回の資料でセキュリティの解説でもありましたけれども、セキュリティについ

てはアプリ提供者、アプリストア運営事業者、それぞれの事業者が、サイバーセキュリティリスクを適切に評価し、リスクに見合った低減措置をするということが望ましいということは言うまでもないことではありますが、一応ここで記載させていただいております。プライバシーとはまたちょっと違ったアプローチですが、リスクベース・アプローチが求められることをここで記載させていただいております。

資料23－３について、大変細かく誠に申し訳ないのですけれども、SPSIの記載が一番左側にございまして、それぞれの各事項がどこに分類をされるのかということをお示ししております。構成員の皆様のお手元にはもう少し詳しい資料があるとは思いますけれども、基本的には緑色の箱に入っているものが基本的事項、望ましい事項とされているものは、だいだい色でございます。

その他、ページをめくっていただくと、数は少なくはあるのですけれども、それでもプライバシーとセキュリティを合わせますとベンチマーク事項は４つほどございます。法令事項につきましては、今回このExcel表で取り扱っているのはSPSIで直接法令に言及しているような直接的なものを書かせていただいておりますけれども、法令事項については、読み手の分かりやすさとのバランスではありますが、注釈において、個人情報保護法でこういったことが求められているということに留意が必要であるとか、あるいは電気通信事業法ではこう規定されているということは、ある程度明確に書いていきたいと思っております。

【山本主査】　それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして、意見交換の時間とさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、太田さん、お願いいたします。

【太田構成員】　まず、47番「各情報収集モジュール提供者のプライバシーポリシーにリンクを張るなどして容易に参照できるようにすることが望ましい」というところについて、望ましい事項として整理されているのですが、一部外部送信規律の内容が含まれているところがあって、例えば電気通信事業ガイドラインの解説において、リンクで示す場合はちゃんと日本語である必要があって、リンク先は英語であることが認められず、日本語で書きましょうとされていますので、これは法令上の義務が一部あることを考えると基本的事項でよいのではないかと思いました。

次に、51番の同意取得の方法について「利用者情報の範囲・取扱い方法等についてプライバシーポリシーに記載することが望ましい」との記載について、望ましい事項になっているのですが、こちらは52番にも書かれているように、本人が同意に係る判断を行うために必要

と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない点からは、51番の利用者情報の範囲や取扱方法は同意に係る判断を行うために必要と考えられる情報なのではないかと思いますので、こちらも基本的事項でよいのではないかと思いました。

次に、79番の「プライバシーポリシーによる通知または公表あるいは同意取得は、原則として利用者がアプリケーションをダウンロードまたはインストールあるいは利用開始しようとする前に行うことが望ましく」というところについて、法令上義務なしと書いてありますが、個人情報保護法の第21条のあらかじめ利用目的を公表している場合を除き速やかに通知または公表しなければならないということを鑑みると、これは法令上の義務があるのではないのかと思いました。

次に、81番はベンチマーク事項となっているのですが、これも利用目的の話なので、OSのパーミッションでパーミッションされるのはそのアプリケーションから、例えば位置情報にアクセスしてもよいかということだけなので、それを何に使いますよという利用目的の通知・公表は法令事項だと思います。そのため、81番では、パーミッションを得るときにこの内容は本項に示す通知または公表あるいは同意取得として十分ではないといったことを記載しており、それはおそらく法令事項だと思いますので、これも基本的事項になるのではないかと思いました。

次に、131番では「アプリケーション提供者はあらかじめプライバシーポリシーを作成するとともに、委託先からアプリケーション納品を受ける際にプライバシーポリシーの記載事項とアプリケーションの挙動が一致するかを検証することが望ましい」とされており、これは法令上義務なしと書いてあるのですが、アプリケーションの挙動がプライバシーポリシーの記載事項と一致しているか検証することは基本であり、挙動が違う場合はそもそも利用目的をしっかりと公表できていないということになるので、これも一部法令上の義務ありになるのではないでしょうか。記載事項と挙動が一致していない状態で出して、プライバシーポリシーに書いていない利用目的で利用していたことになってしまうのは法令上の違反になると思うので、これは法令上の義務ありで基本的事項になると思いました。

【山本主査】　そうしましたら、一旦ここまでで止めていただき、事務局の御回答を得ようかと思います。

【小玉利用環境課課長補佐】　確かに望ましい事項と基本的事項を分けるところはなかなか難しい部分があると思っていたところ、御意見いただき非常に参考になります。ありがとうございます。

個情委ともよく相談してという前提にはなりますが、法令上の義務なしとされている47番については、アプリケーションのプライバシーポリシーの概要を明示するということまでガイドラインでも示していないという趣旨で、望ましい事項に定義させていただいております。

これから聞いてまた個情委とも調整したいとは思いますけれども、81番のベンチマーク事項については、81番を御覧いただくと、長く書いてあり同意取得としては十分ではない旨が書いてあったかなと思っています。81番は２文ございまして、ベンチマーク事項とした事務局の趣旨は、OSによるパーミッション表示がされる際にアプリケーション提供者が作成したプライバシーポリシーのリンク先を示すというようなことをOS事業者が行うことが書いてありますが、こういったことはかなり高度だという趣旨でベンチマークだと考えたところでございます。

太田先生の御指摘は誠に正しくて、前段の同意取得として十分ではないというのは非常にそのとおりだと思いますので、文章の分け方を工夫することになるのだと思います。事務局の趣旨としては、81番の第２文目がベンチマーク事項なのではないのかと感じた次第でございます。

【太田構成員】　81番に関しては、分けるのがいいのかなと思いました。

【山本主査】　他の構成員の方々から手が挙がっているので、一旦他の構成員から御意見をいただいて、その後太田さんのほうに戻っていきたいと思います。

それでは、仲上さん、お願いいたします。

【仲上オブザーバー】　日本スマートフォンセキュリティ協会の仲上でございます。

望ましい事項の再整理をいただき、ありがとうございました。プライバシーの例とセキュリティの例を並べていただいたことで、レベル感が分かりやすくなったのではないかなと思います。資料にも記載いただいていますけれども、前回の会合で脆弱性診断はやってほしい取組だということで、レベル感について指摘させていただいたのですが、望ましい事項自体の補足をしていただいており、また、SPSIの取組自体がこういった望ましい事項をやっていただくための取組であることを考えると、望ましい事項に整理されていることで問題ないと思いました。

【山本主査】　ありがとうございます。

それでは、続けて寺田さん、お願いいたします。

【寺田構成員】　よろしくお願いいたします。

非常に多岐にわたる論点について整理していただいて、本当にありがとうございます。個別の内容に入る前に、先ほど太田さんからの御指摘や事務局から御回答があったように、分け方や文章の並び順などにより分かりにくくなってしまっているところがあるので、そういったところも含めて前提に関わる点について意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、前提的なことですが、情報収集モジュール全般について、アプリ提供者からの第三者提供もしくは共同利用ではなく、直接利用者から情報を取得するというのであれば、外部送信規律の対象になるのだと思っています。そのため、ここに関してはアプリ提供者と同じ責任があることになりますので、それを前提にした場合には基本的事項です。そうではない場合、第三者提供や共同利用である場合は取扱いが違うことが分かるように書き分けていただいた方がよいのではないかなと思いました。

中身の話になりますが、情報収集モジュールによる利用者情報の取扱いの変更があった場合、アプリ提供者が情報収集モジュールの組み込みをやめたり、利用者がオプトアウトを求めることがあるかと思いますので、変更すればちゃんとアプリ提供者に伝えるということは基本的事項ではないかなと思います。

それから、アプリストアについて、スマートフォンソフトウェア競争促進法に関して、間もなくガイドラインが出ると聞いていますが、そういったところを受けて改めて検討する必要があるのではないかなと思っています。タイミングを考えながらではありますが少し検討が必要かなと思っています。

通信事業者について、アプリに責任はない場合には望ましいでよいと思いますけれども、これまでのゲートキーパーとしての位置づけ、例えば、年齢確認などに関してはある程度通信事業者に責任がありますよね的なところがあったので、こういった通信事業者の位置づけをもう一度検討する必要があるのではないかと思いました。

セキュリティに関して、法律以前の問題としてセキュリティの確保は基本というよりはもはや常識、やって当たり前のもので、特にセキュリティ・バイ・デザインは透明性確保などと並んで基本中の基本ですので、その点についても再検討し、もう少し厳しく見ていったほうがよいのではないかと思っています。

その他、前提として利用者情報の取得は同意が必須ではないのですが、同意を取得したのであれば、オプトアウトがセットでないといけないと思っています。同意を取得した後、利用者情報の取扱いが変更になったときに同意を撤回する手段がないというのは利用者関与の基本に反してしまいますので、ここら辺が望ましいとなっているのは問題ではないかと

思っています。ただし、あくまでも同意を取得した場合ということに限ります。

これと関連して、望ましい事項の中に例外的に基本的事項となっているようなものがばらばらになって出てきてしまうので、最終的な書きぶりをどうするのかという問題はありますが、少し分かりやすく書いていただければよいのではないかなと思っています。

最後に、現実的に対応が難しいタイプのものが望ましい事項になっています。例えば、情報収集モジュールが直接利用者にプライバシーポリシーを見せることができない場合や、プライバシーポリシーが非常に長文になってしまった場合など、こういったときに最善の代替方法があるのですが、それが望ましい事項ということになっています。プライバシーポリシーの概要などは、本来の基本的事項が現実的に困難な場合に代替手法があるにもかかわらず優先順位が下がってしまうというのは違うのではないかという気がしますので、この辺りも検討していただければと思います。

【山本主査】　ありがとうございます。

事務局のほうから御回答いただきたいと思っていますが、少し考えるお時間を取るとして、次の蔦さんから御質問を受けた後にまとめて御回答いただければと思います。

それでは、蔦さん、お願いいたします。

【蔦オブザーバー】　私のほうからは、主にセキュリティ観点からいくつかコメントさせていただければと思います。まず190番のセキュア・バイ・デザインのところで、190番の括弧の中の例で業界標準の暗号化技術と書いてありますが、業界標準とは何かがよく分からなかったというところがありました。例えば、業界でとても脆弱な暗号化技術を使っているという場合に、それでいいというものではないと思いますので、ある程度安全性が確保されている暗号化技術を使わないといけないのではないかとは思っています。例えば、CRYPTRECが出している電子政府推奨暗号リストに載っているものが参考になると思います。

あとは、このセキュア・バイ・デザインやセキュリティ・バイ・デザインの全般について、今まで挙げることができていなくて恐縮ですが、2023年の10月に出たものとして、米国の重要インフラサイバーセキュリティ庁であるCISAが公開した文書にNISCが共同署名に加わったもので、セキュア・バイ・デザインとセキュア・バイ・デフォルトに関するものがあります。その中にも、何かSPSIに反映できる取組があるかもしれないなと思いましたので、これは参考としての提供になります。

次に、アプリストアとしての対応の201番ではセキュリティ要件に関する審査がベンチマーク事項となっていますが、他と平仄が合っているか少し気になりました。例えば167番で

はプライバシーに係る審査に関する基準を作成して公表することが望ましいとして、こちらは望ましい事項になっていて、また、先ほど御紹介いただいた資料23－１の青少年の取組においても審査は望ましい事項になっていたので、なぜセキュリティだけがベンチマークなのか、平仄が合っていないように思いました。もちろん、セキュリティに関する審査の難易度が高いということなのかなと推察はしているのですけれども、先ほど仲上様からも御指摘がありましたとおり、一口に望ましい事項といっても結局はリスクベース・アプローチになるということを踏まえると、あえてベンチマークに位置づけなくてもいいのではないのではないかと思いました。

また、脆弱性があるアプリケーションへの対応全般について、脆弱性対応とか脆弱性情報については最近話題の能動的サイバー防御の法案でも１つのトピックになっているところなので、ある程度充実したほうがよいのではないかなと思っています。まず、１つ気になったのはベンチマーク事項として204番で脆弱性開示のための手続があるかどうかを確認するということが挙がっているのですが、アプリケーション提供者の方の取組において、脆弱性の開示に関するものがないように思いましたので、193や194など、平仄を合わせた方がよいのではないかというのが脆弱性開示に関するところの１点です。

脆弱性開示に関しては、汎用品については、いきなりメーカーから開示するというわけではなく、経産省が出している脆弱性の届出の告示、それを通じてIPAに報告しJPCERT/CCで調整してJVNというサイトで公表するのが１つのプラクティスだと思いますので、アプリ提供者側の脆弱性開示に関して、これらの取組に関するリンクもあったほうがよいのではないかと思いました。

あと、最後に206番ではアプリケーションが長期間アップデートされない場合には提供者にアプリのサポート状況を確認するとされており、いわゆるエンドオブライフ、EOLの対応を念頭に置いたものだとは思っていますが、サポート状況が終わっているというのは、脆弱性が見つかっても何もしませんということになると思っておりますので、発動するトリガーはアプリが長期間アップデートされないという場合だけでよいのかは少し気になったところです。アプリ提供者もサポートが終了したのであればストアに届け出るなど、そういった取組を望ましい事項と位置づけるべきではないかと思いました。

細々したところで何かあればメール等でまとめて送りたいと思います。

【山本主査】　ありがとうございます。

いずれも、仲上様、寺田さん、蔦さん、重要な御指摘をいただいたと思います。

一旦ここで事務局から御回答をいただこうと思いますが、いかがでしょうか。

【小玉利用環境課課長補佐】　ありがとうございます。

私のほうから、寺田先生の御意見について、今回のSPSIの見直しにおいて、記載の変更を予定しているのは基本的に青少年が中心であり、その他における改定については少し限定的にはしようと思っています。基本的に、それぞれの分類に何を入れるのかというところがメインポイントであるということは共通的に申し添えます。その中で、寺田先生からいろいろ御意見もいただいていましたが、新しいところにアプローチするようなことも今までの寺田先生の御指摘ではあったのかなと思っていますので、個別にまたよく伺っていければと思います。

寺田先生からの御意見の中で、同意は非常に重要な概念で、一度同意をしたときにそれが撤回できることが望ましいということは最新のSPSIの中でもEU等の法令を基にして入れたところでございまして、まさしく撤回が必要だと思っています。ただ、これを国内法令に照らすと、残念ながら個人情報保護法は同意の撤回までは保障していないところであろうかと思いますので、そこを基本的事項に入れるというのがなかなか難しいのかなと思っています。

ひとまずはプライバシー関係での御回答となりますが、また細かく先生に個別にお話を伺ったり書面をいただいたりしたいと思います。

【内藤サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐】　ありがとうございます。サイバーセキュリティ統括官室でございます。

まず、寺田先生からセキュリティというのは法律以前の問題としてやって当たり前のことであるという御指摘がございましたけれども、我々も当然そのように考えておりまして、先生の問題意識と共通していると思っております。ピラミッドの整理の仕方として、そもそも基本的事項は国内法令に準じた形で取扱いを求められる事項で、望ましい事項というのが国内法令上の義務が必ずしもないということで整理をさせていただいたという前提がありました。その前提を踏まえ現状このようになってございますけれども、注１のところで御説明差し上げたとおり、我々としてもやはり望ましい事項というのは事業者の取組が当然期待されている事項であるという点、ここに思いを込めたという認識がございましたので、書きぶりにつきましては引き続き御相談させていただければと思ってございます。

また、蔦先生からセキュリティについて幾つか御指摘をいただきまして、ありがとうございます。まず、業界標準の暗号のところにつきましては、先生からも御紹介がありましたと

おり我々としてもCRYPTRECの電子政府推奨暗号リストといったものの使用というのを念頭に置いた記載ではございました。一方で、やはり国内法令上の義務というのが必ずしもあるものではございませんので、一旦望ましい事項として整理をさせていただいているところでございます。

また、ベンチマーク事項で、審査に関するところでございます。昨年の11月の時点でSPSIを一旦固めた際に、パブコメの意見として、ここに例示されている業界標準の暗号化技術を使うことというのは少しハードルとして高いのではないかという御指摘があったという認識をしております。そちらを踏まえてベンチマーク事項として整理をさせていただいたという経緯はあるんですけれども、御指摘のとおり、やはりプライバシーとの平仄なども念頭に入れて整理をすべき事項と思っておりますので、こちらについても引き続き整理を検討させていただければと思います。

そのほか、今回改めて米国CISAの取組ですとか、あと経産省が出している脆弱性の届出の告示の御説明などがありましたけれども、そちらについてもしっかり勉強させていただいて、改めて反映を検討させていただければと思っております。

ひとまず、以上でございます。

【山本主査】　ありがとうございます。

それでは、続きまして森さん、お願いいたします。

【森構成員】　私も太田さんと同じようにどこに分類されるのかについて、先ほどの太田さんのものと重複を避けつつ申し上げますと、かなり同じものがあったのですけれども、88番の利用者情報のトラッキングの末尾のところ、事業者横断的なトラッキングを実施するために利用者情報を取得する際には、個別の情報に関する同意取得を行うことが望ましいということについて、事業者横断的なトラッキングを実施するために何が行われるかというと、その際には外部送信が行われるので、その部分は同意ではないけれども、通知、公表は一定の事業者にとっては法的義務になっているということは書いていただかないといけない、望ましい事項ではないと思います。脚注等でお書きいただくということだったのでそれでもいいと思いますし、また、この原案はやはり外部送信規律がなかった時代のものなので、文章を書き分けていただいて、横断的トラッキングというのはこういう構成になっているけれども、この部分は通知、公表をやらなければいけない。同意を取ることが望ましい、オプトアウトさせることが望ましいといった書き方をしていただいてもいいかなと思います。

160は情報収集モジュール提供者について、プライバシーポリシーの内容について変更があった場合はプライバシーポリシーを更新し、公表する、通知することが望ましいということですが、物によってはユーザーとの間で合意されていることがあるので、変更する場合には同意の取り直しということになります。特に、重要な変更が個人情報の利用目的の追加みたいなことである場合には同意が必須となりますので、そういう感じで書いていただければと思います。

【山本主査】　ありがとうございます。

また事務局から、後でまとめて御回答いただければと思います。

それでは、生貝さん、お願いいたします。

【生貝構成員】　２点だけになりますが、すごく細かいところで、データポータビリティのことが66番にベンチマーク事項として書かれているところ、前回少し言及したとおりスマホ競争促進法の中では11条で指定事業者に対するポータビリティの義務が課されており、そして、対象としてOSとソフトウエア、３つ目にブラウザが入ってくることになります。ブラウザはおそらくアプリ提供者の位置づけにもなり得るのだと思いますので、そういった一部の事業者には法的義務がかかることをベンチマーク事項の中でどのように位置づけるか、もしかすると少し考える必要が出てくるのかなと思ったのが１つであります。

２つ目は個別の中身の内容ではなく、資料23－２でお示しいただいたSPSIにおける望ましい事項の再整理のイメージの三角形の注２の一番下のところに、リスクベース・アプローチのことが書いてあって、これは望ましいことだと思っているところです。このことについて、今セキュリティだけに関わる書きぶりになっているのですけれども、これはプライバシー全般に係るとまでは言えないと思うのですが、先ほどの青少年保護の部分も場合によってはそういったリスクの評価やリスクを含めたリスクベース・アプローチの在り方が求められる局面も多いのかなと思いますところ、大変重要な考え方だと思いますので、果たしてどのレイヤーに位置づけるかというのは最終的な修文のときに検討されてもよいのかなと思いました。

【山本主査】　ありがとうございます。

それでは、続いて御質問を受けたいと思います。

木村さん、お願いいたします。

【木村構成員】　なかなか悩ましいと思いながら表を眺めているところですが、望ましい事項の捉え方が、義務はないけれどもきちっと守ってほしいという意味で書いているので

すが、やはり最初の部分に、望ましいとはこういうことなのだ、守らなくていいものではないということをきちんと書いておかないと、事業者によっては守らない部分が多くなってくるのではないかと感じるところです。

例えば、こどものことについても、表で整理すると法的な義務は確かにないですけれども、ただ、87番では、個人情報に関して未成年者の判断できる能力を有していないなどの場合は親権者や法定代理人などから同意を得る必要があるということもあるので、全て望ましいにしてしまうのはどうなのかと感じるところではあります。どちらかというときちっと守ってほしいという意味であるため、望ましいとする位置づけがすごく曖昧だと感じています。

【山本主査】　ありがとうございます。

ここは、私から、１ページ目のところで、先ほどの注１に一応木村さんも御覧になっていると思いますが、望ましい事項については、事業者がやらなくてよいという事項ではなく事業者の取組が当然期待されている事項であることに留意が必要と書いております。

【木村構成員】　注ではなくてきちっと書いていないと、注だと飛ばしてしまうのではないかと思われ、図では、「法律の義務は必ずしもないが、プライバシー」云々と、ベンチマーク事項はこういうこと、望ましい事項はこういうこと、基本的な事項はこういうこと、と書いてあるので、そこで望ましいと書いてしまうとどうしても曖昧に受けとる人もいるのではないかと思います。書いてあることは承知していますが、注ではないほうがいいと思いました。

【山本主査】　趣旨はよく理解できました。ありがとうございます。

ここで、江藤さんの御質問を受けた後に事務局から御回答いただきたいと思います。その後、太田さんに戻ろうと思います。

江藤さん、お願いいたします。

【江藤構成員】　どうもありがとうございました。

私は木村構成員が今おっしゃったことと同じことを話そうと思っておりまして、脚注１にこれを書くのであれば、望ましい事項のところで下線を引いているところで「国内法令上の義務は必ずしもないが、プライバシー、セキュリティ確保のため当然期待されている事項」だと言い切ってしまったほうがよいのではないかという趣旨でした。ベンチマーク事項の方を見ていただきますと、「先導的取組」というふうに、それをより具体化する形で言っておりますので、あえてその具体化しているものからさらに脚注に落とすよりは、脚注に落と

しているものを、ちゃんと望ましい事項をこういうふうに我々は捉えているのだと正面から位置づけるのが望ましいと思いました。

【山本主査】　ありがとうございます。

それでは、ここで一旦止めて、事務局から御回答いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【小玉利用環境課課長補佐】　ありがとうございます。

森先生から88番の利用者行動トラッキングの御指摘をいただきまして、ありがとうございます。確かに通知、公表というところで外部送信規律が関係してくる部分がございますので、そこは注を起こす、あるいは書き分けるなり検討したいと思います。貴重な御指摘、ありがとうございます。

それから、森先生からもう１ついただきました160番でございます。プライバシーポリシーの更新と提供者への通知について、更新したときにどうかというところで、部分的に基本的事項に落ちるような部分はあるかもしれないと思いますので、もう一度御指摘を踏まえて検討します。ありがとうございます。

それから、生貝先生から御意見いただきまして、ありがとうございます。スマホ新法との関係で、66番について、確かにスマホ新法では指定事業者はデータポータビリティを求められるのですが、私の理解でもOS事業者とアプリストア運営事業者が基本的には指定事業者になると理解しておりますけれども、今おっしゃっていただいたとおり、確かにブラウザも関係すると思いました。分かりやすさとの関係からどこまでぎっしり書くかというところはございますが、SPSIでは、基本的にアプリ提供事業者に求めているところ、ブラウザアプリももちろん含まれるので、そこを書き分けるのかどうかかは少し技術的なところもあるかもしれませんけれども、検討させていただければと思います。

それから、資料23－２のほうです。大きなピラミッドの図のほうで、注２につきましてリスクベース・アプローチはある程度プライバシーにも関わるため、本文記載を検討したらよいのではないかという点について、今回、４つの分類をつくることになりますので、分類し直すだけではなく、SPSIの冒頭の方でそれぞれの４分類については説明を記載させていただくことを考えております。そういった中で、セキュリティのみならずプライバシーもある程度のリスクベース・アプローチが関係する点をどこまで書けるか検討していきたいと思います。

木村構成員、江藤構成員から同じくピラミッドの注１をちゃんと書いたらいいのではな

いかという御指摘だったと思います。これは、生貝先生への御回答にも共通するところですが、分類をし直すというだけではなくSPSIの前半にそれぞれの４類型について説明していくことが当然求められてくるであろうと思いますし、そういった中で望ましい事項とはやらなくてよいというものではないということはきちんと書いていきたいと思っております。

【山本主査】　最後のところは、私からも、ぜひそのような形でミスリードがないように記載を工夫していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、太田さんのほうからまた続きをお願いできればと思います。

【太田構成員】　88番のところを抜かしておりまして、森先生からもお話はありましたが、これは外部送信のみならず、88番に書かれているのは特定の個人の識別性を獲得する可能性があると考えられるという記載がありまして、特定の個人の識別性を獲得したらそれは個人情報になり、それを使って事業者横断的なトラッキングを実施する場合には個人データの第三者提供になると考えると、同意取得は法令上の義務になると思いますので、そういう観点からも法令上の義務なしではなく一部法令があるということで基本的事項がよいのではないかなと思いました。

次に、先ほど160番で寺田さん、森先生からもありましたが、158番、159番について情報収集モジュール提供者もプライバシーポリシーを公表するということは基本的事項なのではないのかなと思います。アプリケーション提供者へ通知することは望ましい事項かもしれないですが、利用目的の公表または通知は法的義務のところだと思いますし、159番の削除についても情報収集モジュールが取得した利用者情報が個人情報だった場合は削除の義務も一部あると思いますので、それも基本的事項ではないのかなと思います。

次に、162番の苦情相談への対応体制の確保及び安全管理措置について、安全管理措置、苦情相談もですが、それは個人情報保護法で安全管理措置の公表については義務であるため、こちらも基本的事項ではないかなと思いました。

次に、190番のセキュリティについて、改めて見ると、セキュリティに関する項目がSPSIで２ページ分しかなく、もやっとしたことが書いてあり、あまり具体的なことは書いていないと思います。リスクベース・アプローチという話もありましたが、蔦さん、仲上さんからもお話があったかと思いますけれども、例のところがどういうルールで書かれているのかよく分からないところです。中身を変えるかどうかは今回のスコープではないかもしれませんけれども、提案としては、セキュリティの部分に関しては、今後改定をしていくときにもう少し厚く具体的な例が必要なのではないかと思いました。例えば、190の例では暗号化

技術の使用、最小権限、セキュアコーディングとありますけれども、最小権限に着目をすると、最小権限というのは技術的安全管理措置でアクセス制御をしっかりしましょうという話だと考えると、安全管理措置として一部法的義務になるのかなという気がしておりました。そのため、例を何か適当に書くというのはよくないと思っていまして、例えばIPAなどで既に公表しているサイバーセキュリティガイドラインのベストプラクティス集などがあり、ガイドラインなどではリスクベースでリスクが高くて影響が高いものはちゃんと対応しましょうといったことが書かれているので、むしろそういう文書にリンクした形で、そこでリスクが高いものは基本的事項、リスクが低いものは望ましい事項、といった感じで今後変えていくのが良いのではないかと思います。現在のように例のところに微妙な感じで載っているのはやめたほうがよいのではないかなと思います。既にセキュリティに対するガイドラインを参照してその中に書かれているどういったものは基本的な事項として考えられるなどと変えたほうがいいのではないかなと思いました。

次の191番も同様ですが、法的義務はないかもしれないので望ましい事項ですね。193番も「アプリケーション内で発見された脆弱性について適切かつ迅速に報告を受けられるよう脆弱性情報の窓口と連絡先を設置するなどの必要な体制の整備に努める」というところは、安全管理措置の組織的安全管理措置に含まれているものではないかなと思いますので、これも一部法令事項なので基本的事項なのではないかと思います。

194番もそうですね。「脆弱性が発見された場合にはちゃんと適切かつ迅速にアップデートを提供する」ということも安全管理措置に含まれるものではないかなと思うので、特にこの190番、193番、194番というのは、安全管理措置の中に含まれるものとして基本的事項にしたほうがいいのではないかなと思います。現状、セキュリティに関するところは基本的事項が１個もなく、望ましい事項かベンチマーク事項しかないので、そういった意味でも、ちゃんとこの安全管理措置は法令としてあるところですので、そこに関わる部分というのは基本的事項にしていいのではないかなと思いました。

【山本主査】　ありがとうございます。

それでは、今の太田さんの後半部分につきまして、事務局から御回答いただければと思います。

【小玉利用環境課課長補佐】　ありがとうございます。

88番のトラッキングの御指摘をいただきまして、ありがとうございます。これは森先生の御指摘への回答にも共通しますが、特定の個人への識別性を獲得する可能性については書

かれていますので、仮にこういったときに個情法上の義務がかかり得るという御指摘は確かにそのとおりと受け止めました。どのようにするかはまた個情委等も含めて相談したいと思いますけれども、適切な形で注釈を起こしたりするようなことも考えたいと思います。

158番、159番、162番について、法令上の義務等なしとしているところでも部分的にはかかり得るというところもあるのかもしれないというのは、もう一度、そういった観点がないか、御指摘いただいたところを見直して、分類を見直したりしたいと思います。また、個情委等の意見を聞きながらやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ひとまず、プライバシー部分については以上ですが、セキュリティの方からお願いいたします。

【内藤サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐】　セキュリティを御指摘いただいた190について、御指摘のとおり、例示については今３つ挙げさせていただいているところですが、追加をする場合、IPAのガイドラインなども参照しつつ調整をしていくということが必要になろうかと思います。今回のスコープと少し外れてしまうところもありますので、そのタイミングをいつにするか等も含めて少し検討させていただければと思います。

また、193、194で御指摘いただいた安全管理措置義務も含まれるのではないかという御指摘でございましたので、こちらについても丁寧に精査して、基本的事項に該当するか否かといったところを引き続き整理させていただければと思います。

以上でございます。

【山本主査】　ありがとうございます。

太田さんのほうから、何かございますか。

【太田構成員】　190番の例のところで、多分僕の最終的なSPSIとしては、このSPSIの中に、この例みたいなのがあり、リスクベース・アプローチでどういうリスクが高いということをここに書いていくというのもあると思いますが、それをやるのは現時点では現実的ではないと思いますので、既にあるガイドラインを参照してそのガイドラインの中のこの部分は基本的事項、この部分は望ましい事項といった整理の方がよいのかなと思っています。おそらくそれも今やるのは難しいので、まずはこの例のところは例ではなく、特定のガイドラインを示して、このガイドラインのリスクが高い部分への対応というのは基本的事項に整理される、程度のことを追記するのがよいのかなと思ったのですがいかがでしょうか。

【内藤サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐】　ありがとうございます。

具体的に、例えばIPAさんのガイドラインを参照するという話になれば、IPAさんとの調整

も発生する話ではありますので、今こうしますという御回答は少し難しいですけれども、御対応を検討させていただければと思います。

【太田構成員】　ありがとうございます。

【山本主査】　ありがとうございます。

それでは、蔦さんから１点コメントがということですので、お願いいたします。

【蔦オブザーバー】　大分細かいところですが、195番では法令事項になっているのに「努める」となっているのが気になりました。これは個情法26条とかを念頭に置かれているのかなと思いますけれども、あれは当局への報告と本人への通知は義務ですが、他の関係者への通知や公表等を含めて努めるというニュアンスで使っていらっしゃるのだろうとは思ってはいます。公表は本人通知義務の代替措置の可能性もありますが。ただ、義務の部分もあるのであれば、義務のところは義務と分かるようにしたほうがよいかなと思いましたので、その点だけでございます。

【山本主査】　ありがとうございます。

他に御意見、御質問はございますか。よろしいですか。

本当に細かいところも含めて、貴重な御意見をいただいたと思います。ありがとうございました。事務局におかれましては、本当にこれまでも大変な作業をしていただいたというふうに思いますけれども、今日いただいた御意見を踏まえて少し整理を進めていただければというふうに思います。

私のほうから質問というか今後の進行ですけれども、今日、いろいろ非常に貴重な、重要な御意見をいただいたと思いますが、それを踏まえて一旦整理をし直す部分については整理をし直していただくと思いますが、その後、今日議論したところについて改めて議論する機会はあるという理解でよろしいですか。

【小玉利用環境課課長補佐】　もちろん、今日の分類でいただいた御意見をこうしましたということをお示しして、また御意見をいただきたいと思います。

【山本主査】　この後、事務局から事務的な連絡事項がありますけれども、５月８日までにまた何かお気づきのところがあれば、ぜひメールをいただければと思います。

それでは、特に御意見、御質問がないようでしたら、少しお時間早いですが、今日の質疑応答、御議論はここまでとさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、事務局から連絡事項をお願いいたします。

【小玉利用環境課課長補佐】　事務局でございます。

先生方、どうもありがとうございます。ただいま御議論いただきました望ましい事項の再整理につきましては、今、山本主査からアナウンスがありましたけれども、構成員、オブザーバーの皆様でもし追加の御意見がある場合は、５月８日木曜日までにメールにてお寄せいただければと思います。

また、事務局のほうから本日いただいた御意見で確認や、修正について御相談を差し上げることがきっとあると思いますけれども、各先生方におかれましては、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

そして、次回会合につきましては、５月中旬以降を予定しております。詳細につきましては、また準備整い次第、追って事務局から連絡をさせていただきます。

また、本日の議事録につきましては、事務局で作成の上、皆様に御確認いただいた後、公表することを予定しております。

事務局からは以上になります。

【山本主査】　ありがとうございました。

それでは、以上で利用者情報に関するワーキンググループ第23回会合を終了させていただきます。本日もお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございました。